

(参考)

職派需発 0924 第1号
平成24年9月24日

各道府県労働局
(愛知及び大阪労働局を除く)
職業安定部長 殿
東京、愛知及び大阪労働局
需給調整事業部長 殿

厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部需給調整事業課長
(公印省略)

医師及び歯科医師の資格確認の徹底に関する
注意喚起について(通知)

今般、無資格者が医業を行っていたために逮捕された事例が判明したことを受けて、厚生労働省医政局医事課長・歯科保健課長より各都道府県医務主管部(局)長宛てに別紙通知が発出されたところである。

貴職におかれでは、今般の事案も踏まえて、職業紹介事業者による求職者の本人確認の徹底はもとより、医師及び歯科医師の職業紹介を行う際には、職業紹介事業者から求人者に対して別紙通知に留意するよう伝達することについて、周知を図られるようお願いする。

